

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐賀東部水道企業団

## 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 73.1 %                          |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 90.5 %                          |
| 全職員               | 71.4 %                          |

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階    | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|---------|---------------------------------|
| 次長相当職   | — %                             |
| 課長相当職   | — %                             |
| 課長補佐相当職 | — %                             |
| 係長相当職   | — %                             |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | — %                             |
| 31～35年 | — %                             |
| 26～30年 | — %                             |
| 21～25年 | — %                             |
| 16～20年 | — %                             |
| 11～15年 | — %                             |
| 6～10年  | 91.9 %                          |
| 1～5年   | 93.4 %                          |

### 【説明欄】

- 年度途中で育児休業より復職又は育児休業を取得した職員については、労働期間を基に人員数を換算している。
- 2. (2)「11～15年」は、男性職員及び女性職員1人ずつが対象となるため「—」と記載。  
2. (1)「課長補佐相当職」及び「係長相当職」並びに(2)「26～30年」及び「16～20年」は、一方の性別の職員1人が対象となるため「—」と記載。  
その他については、一方の性別の職員が存在しないため「—」と記載。
- 近年の女性の新規採用の増加により、相対的に給与水準の低い職員が女性に多くなるため、職員の給与の男女の差異が生じている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。